

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
白鳥第2ビル302号
TEL/FAX. 042-552-4451
Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
<http://www.yokota-kougai.com>

4月26日, 6月8日 進行協議

第1回原告本人尋問 大成功!

4月26日の進行協議において、原告団側から申し出があった原告全員総勢16人の尋問を実施することが決まり、6月8日に第1回目の原告本人尋問が実施されました。

続く進行協議で、7月6日、9月14日、11月9日と3期日に渡って原告本人尋問が実施され総勢16名の尋問が実施されることとなります。

これまで横田基地から受けた被害については、提訴から3年に及ぶ訴訟の中、騒音量など数値的なデータや客観的な資料などは弁護団が吟味し提出し、検証の手続きにより裁判官には直接現場で横田基地の騒音被害を体感してもらい、さらに、「陳述書」を作成提出し、原告の皆様一人一人の被害について文書の形で証拠としてきました。

原告本人尋問により、住宅の真上を威圧的に通過していく航空機が発生させ続けている騒音の状況、騒音にさらされ続けることによって原告の皆様と与え続けている被害、そのほか、排ガスや落下物の危険など、横田基地に航空機が

離発着することによって原告の皆様が受け続けている被害、それらがどれほど原告の皆様のご日常生活に影響し、精神的苦痛を与えているか、を裁判官の直接面前で訴えることとなります。

もちろん尋問ですから、尋問を受ける原告の皆様には横田基地により被害を受けているという主張を裏付けたい原告側の質問に答えるだけでなく、基地被害などは存在しない、または軽減されていると主張する被告側から浴びせられる意地の悪い質問にも上手に対応し、むしろ被告の主張に根拠がないことを裏付ける必要があります。

第1回目の本人尋問は、長丁場の中、各尋問担当の原告の方々に、裁判官に横田基地によって被った被害と、奪われた平穏な生活とを十分に伝えることができ、大成功に終わったと言えるでしょう。弁護団としては、第2回目以降の原告本人尋問も大成功で終わられるよう、十分な準備をして尋問に望みます。

弁護団 杉野 公彦

第2回現場検証

10月14日(金)午後 八王子で実施されます

1月末日に昭島市、瑞穂町を回って裁判官に騒音被害を直接体験してもらう検証が実施されましたが、八王子市を回る第2回目の検証(現地進行協議)が実施されることになりました。7月6日に実施されます口頭弁論期日までに、実施当日のスケジュールが提出されることになって

います。八王子市でも発生している被害を裁判所に体感できるよう弁護団は当日の指示説明も含め、準備をしております。引き続き、原告の皆様のご支援、口頭弁論期日へのご出席をよろしくお願いいたします。

第41回 全国公害被害者総行動デー 6月1, 2日

全国の公害被害者が 霞ヶ関に集まる

「なくせ公害、守ろう地球環境」をスローガンとした第41回全国公害被害者総行動が霞ヶ関を中心に行われました。公式確認から60年を迎えた水俣病や事故後5年を経た福島原発被害、大気汚染、アスベスト、基地騒音公害被害など45団体、約2000人が参加し、政府交渉や官庁街でのデモ、夜はニッショウホールでの総決起集会が行われました。

夜の総決起集会は全国から1200人が参加し、たたかいを交流しました。沖縄県うるま市で起きた米軍属による女性暴行遺棄事件に関して、第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団からの「全国のみなさんへ 沖縄からのアピール」を全国基地爆音訴訟原告団連絡会議事務局長の福本道夫さんが代読し、二度と犠牲者を出さないためには沖縄からのすべての米軍基地撤去を力強く訴えました。「メーカー責任を認める判決を初めて勝ち取った。裁判勝利・救済基金の創設を」（建設アスベスト）、「声を出せなかった被害者が31歳から91歳まで団結して裁判をたたかっている」（新潟水俣病）、「まだ多くの未救済患者が残されている」（大気汚染）、今年2月に全国連絡会が結成された原発被害者訴訟の五つの団体が参加し、「国と東電の責任をはっきりさせる」と決意を述べました。最後に団結ガンバローを唱和し閉会しました。



第41回 全国公害被害者総行動 6月1日

防衛、外務、環境、国交省へ要請

防衛省

防衛省への要請は、
防衛省地下1階会議

室にて、午後2時から約1時間弱にわたり行われました。横田基地（第2次新、第9次）、嘉手納基地、厚木基地、岩国基地の各原告団、弁護団に加え、議員さんや議員秘書さんの合計24人が参加しました。

要請は、要請文の読み上げ・交付に始まり、その後要請事項に対する防衛省からの回答が行われました。

要請内容は、市街地上空での軍用機の飛行訓練を行わせないことや、基地被害の軽減策を講じるなどといった、実現されて然るべき内容ばかりでした。しかし、防衛省の回答は、総じて、米軍基地の存在が日米同盟の抑止力維持や極東の平和維持のために重要なものであることを第1としたうえで、基地周辺住民への航空機騒音等の負担や公共の安全にも配慮し、その影響が最小限に留まるように努めるなどという抽象的な内容に留まり、具体的な規制方法や、被害軽減のための具体的な方策については言及がありませんでした。

また、オスプレイの配備中止の要請についても、オスプレイが米軍の即応体勢を整え、日米同盟下におけるアジア太平洋地域の平和の維持するために不可欠であるなどとして、配備中止は考えていない等と回答しました。

沖縄の問題についても、普天間基地撤去や辺野古等への新基地建設中止を要請しましたが、要請に応じる回答はなく、あろうことか辺野古への移転が沖縄の負担軽減につながるかのような発言すらありました。



沖縄女性殺害事件の緊急申し入れを読む第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団副団長 福地 義広さん(中央) 向こう側が要請団。



緊急申し入れと要請書を手渡す第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団副団長 福地 義広さん

回答後に行われた質疑応答でも白熱したやり取りが交わされ、原告団、弁護団側からの追及に、防衛省側は回答を詰まらせることもしばしばでした。

最後に、原告団・弁護団から防衛省に対する期待を述べて要請行動は終了しました。

【第2次新横田基地公害訴訟弁護団 佐藤 宙】

外務省

第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団から

1名、同弁護団から1名、第四次厚木爆音訴訟原告団から2名、横田基地被害をなくす会から1名、横田原告団から9名、同弁護団から3名の計17名で要請を行いました。外務省側は、地位協定室課長補佐と事務官の2名で回答が行われました。

冒頭、第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団から直前に発生した米軍属の人物による事件に対し抗議と、沖縄の全基地撤去を求める要請が行われました。

事前に予定していた要請事項については、外務省側からは、安全を維持すべく米側に働きかけるとともに、周辺住民への理解に努めるとの回答が繰り返されましたが、そもそも現時点での基地の運用に問題があるかどうかの事実認識については、問題があるとの認識を有しているとの回答はなく、この点で日常基地周辺で生活する要請団との間での大きな認識の乖離がありました。特に、質疑応答で、要請団から現時点で公共の安全が維持されているかと質問がされたことに対し、外務省側は、米軍との協議の中で安全性と周辺住民への影響はできる限りのことをしているとの説明を受けているから、そのように承知しているとの回答がありました。まるで、アメリカの説明を（無批判に）受け止めているかのような回答で、非常に残念でした。



要請風景 正面が外務省担当者

また、仮に、日本政府や外務省に安全性についての独自の考えがあって、これを説明しなかったのだとすると、周辺住民への説明責任を果たしているとはいえず、この点からしても残念な回答でした。

この意味で、まず、外務省や政府には、住民側に立って、基地の運用の実態を正しく認識し、その認識を説明して欲しいと強く感じました。そのためには、このような要請行動は今後も引き続き継続していくことが非常に重要ですし、横田を始め各地の訴訟でたたかっていくことが重要です。

【第2次新横田基地公害訴訟弁護団 富田 隼】

環境省

環境省要請は、13時30分から約1時間

30分、環境省1階会議室で行いました。要請団からは、横田基地をはじめ、厚木基地、小松基地の3基地から、合計15名、環境省からは、自動車環境対策課の小野課長他7名の参加でした。

要請は、冒頭で要請書を手渡し、環境省から要請8項目に対する回答がありました。その後、中杉弁護士の司会の下、以下の通り、活発な質疑応答及び意見交換を行いました。

1 環境基準の達成について、環境省は、平成26年度は、自衛隊米軍専用飛行場について、283の測定ポイント中210地点、74%達



要請書を手渡す全国基地爆音訴訟原告団連絡会議代表代理（小松基地爆音訴訟）長田 孝志さん

成している、未達成1/4については引き続き基準達成のために努力する、との回答でした。これに対して、未達成についての具体的な施策（飛行差止・基地撤去など）を求めましたが、環境省は、防衛省、外務省、地方自治体へ改善を要請しているし今後も要請を継続するとの回答のみでした。なお、環境省は、要請団の求めに応じて、環境基準の測定ポイント・データの資料の提出を約束しました。

2 オスプレイの影響についても、環境省は、現時点で特別に調査・被害予測などの施策は行っていないとの回答でした。これに対して、オスプレイの墜落率など危険性を踏まえて騒音の量だけでなく質、低周波の問題も含めて検討し、周辺住民の被害を軽減する施策を行うように要請しました。

3 環境基準の見直し及び騒音の人体への影響については、環境省は、今後の検討課題であり、現時点では具体的な日程は示せないとの回答でした。これに対して、早急に調査・検討するように要請しました。

4 国立公園の上空の飛行騒音規制、日本環境管理基準（JEGS）に騒音を入れることについて



沖縄女性殺害事件の緊急申し入れを読む
第2次新横田基地公害訴訟原告団事務局長
清水幸一さん

は、環境省側は、いずれも管轄外であるが、環境基準達成のために、防衛省・外務省等へ要請するとの回答でした。

最後に、騒音被害対策について、環境省への期待を述べて、要請は終了しました。

【第2次新横田基地公害訴訟弁護団 與那嶺 恵理】

国交省

公害総行動は、皆様ご承知のとおり、毎年行われており、各基地の原告団・弁護団も毎年参加し、これまで外務省・防衛省・環境省で交渉の場をしてきました。交渉に先立ち、要望書を事前に見て貰って、それについての回答を得る方式です。これまで国土交通省に対しては交渉を行っていませんでしたが、今回は嘉手納の要望もあったこと、各地の民間空港の管制業務の統括は国土交通省が行っていることもあって、初めての交渉となりました。

参加されたことがある方は分かるかもしれませんが、外務省や防衛省は基本的に米軍の言いなりのような状態で、要望に対して具体的な回答をいただけないことが多いのですが、国土交通省は米軍の言いなりになる必要がないからか、それなりに誠意をもって回答していただいたという印象です。

ただし、現場ではこうやっているはずだという

ところが、実際の地元の人からは違っているということがあり、航空機の安全のためにも実際に現場に足を運んで、しっかりと運用していただきたいという意見がありました。

お役所というのはすべてからく、なかなかはっきりとした回答をいただけないことが多いのですが、継続は力なりで毎年続けることで回答をせざるを得ない状況にすることが最も大事なことです。

そのため、国土交通省に対しても、今後も継続して交渉を続けたいと思います。

交渉の場に原告の方が多数いると相手もしっかりと対応しなければならないと考えるようになりますので、今後も皆様のご参加をよろしくお願い致します。

【第2次新横田基地公害訴訟弁護団 河津良亮】

**よくぞ言ってくれた！ 騒音は法律違反
アメリカに伝えよ！**

八王子支部 立石 正之

冒頭、防衛省側はこの『会議』の時間は「30分」の予定で連絡したと強調したが、先にわれわれは今回の要望書を提出し、その回答を防衛省がすることからして、土台無理なことは明々白々、毎年のことではあるが、防衛省の本件に対する基本姿勢を今年もまた見たときは「沖縄をはじめ遠路はるばるここに来た方々の気持ちをいかに逆なでしているかわからないのか」と言いたかった。

特に私が議論の中で注目したのは、司会者土橋弁

護士と宮本国会議員が防衛省側の回答での『基地周辺住民への影響が最小限に留まるよう努める』との発言に対して以下の様に反論したことである。

「何を基準としたうえでの『最小限』なのか」

「司法の場ではすでに被害損害賠償が確立しているというのは司法が『法律違反がある』と断定しているわけで、政府・防衛省はそれを理解し、その点を米国側に伝えているのか」というものです。

防衛省はこの質問に正面から答えず、米軍の運用によって『最小限』を求めているとの従来の回答であった。

何十年にもわたる騒音被害の裁判が続く根本原因はこの何の口も挟まない『米軍の運用』との言い逃れにあるのではないだろうか、と常々考えている私には「よくぞ言ってくれた」と合点しました。

地位協定、オスプレイにしがみつくとこの国の役人か！

昭島支部 永川 勝則

外務省交渉は、すでに外務大臣宛に9項目の要請書を提出してあり、担当の若い外務官僚が、細々と小さな声で解答を読み上げました。嘉手納・厚木・横田と基地をかかえる代表が、それぞれの抱える問題について、質問、応答が繰り返されましたが、私たちの声に真摯な態度で答えようとするのではなく、分厚い資料をひも解きながら、まともに答えられず、後で調べて返事しますという態度。米国に対する問

題では、地位協定に基づいて対応しているとの答弁を繰り返し、どこの国の役人かと疑わざるを得ない状況でした。沖縄をはじめ基地のある自治体では、様々な事件、被害がもたらされており、一向に改善されていません。日米協定を順守すると毎回繰り返し答弁していますが、守られていません。地位協定の見直しや、オスプレイの横田配備計画など地域住民の立場に立って、米国とまともな交渉を求めます。私たちは、外務省の米国言いなりの姿勢を粘り強い、運動で変えるしかありません。さらに、政府交渉を強め、外務省も住民の立場に立って対応してほしいと求めざるを得ません

**役人は現場に来て国民のために
何が出来るか考えてください**

瑞穂支部 藤田久美子 福生支部 矢口隆
瑞穂支部 粕谷茂雄 福生支部 針生栄子
福生支部 針生啓一

基地公害は自動車環境対策課の管轄だそうです。説明の大部分は「調査を始めたところ」というものですが、基本的に自治体からの報告が自然に上がってくるのを待っているだけで、積極的に調べるわけではありません。道路は日本全国縦横無尽に走っているため全部を直接調べることは出来ませんが、基地の場所は限られているから、職員が直接中に入って調査するべきです。

5月の伊勢志摩サミットでは、福生警察署員が横田基地に入り込んで、出入りする自動車を調べていました。権力的な干渉さえ許されるなら、非権力的

な環境調査を環境省職員がすることも出来るはずで。環境大臣の名前で基地司令官に申し入れするだけでも違うと思いますので、ぜひ横田基地に来て下さい。(瑞穂・藤田)

・ありきたりの答弁ばかりで、がっかりした。なんとかならないものか(瑞穂・粕谷)

・毎年参加していますが、役所は被害者と温度差があると感じる。答弁を聞いていると、どこを向いて仕事をしているのか疑問を感じる。沖縄で起きた米軍の暴行・殺人事件を今回冒頭で取り上げたことは意義があった。被害者の気持ちを国としてわかって対応してほしい。(福生・矢口)

・マンネリ化しているが、国は今までより話はしてくれたと感じた。(福生・針生)

・丸川環境大臣にひとこと言いたい「被害者救済に何が出来るか、死ぬ気で仕事をしてもらいたい」。自動車の排気ガス規制はできたのに、「夜は飛ぶな！」と指導できるよう環境省として現場視察をやるべき。国民のための仕事をしていない。(福生・針生)

全国のみなさんへ沖縄からのアピール

またしても起きてはならないことが起こった。元米海兵隊員・米軍属の毒牙でうら若き20歳の女性が強姦・殺害され、むごたらしく山野に遺棄された。真犯人は1人か？殺人集団の軍事基地を設置させたのは誰か？その責任は？

ありったけの地獄を集めたと言われる沖縄戦で12万5千人の沖縄県民の命が奪われ、全体で20数万人が犠牲となった。戦中・戦後の混乱に乗じ、県民の生産の場の田畑・大地は米軍基地に奪われ、71年が経過した。その間に伊江島における米弾薬輸送船の爆発事故の巻き添えで住民107人が爆死。宮森小ジェット機事故で18人の命が奪われ、川崎で嘉手納で読谷で那覇市牧志で米軍機の墜落事故により多くの命が奪われてきた。夜な夜な米兵は集団で婦女子を狙い、民間家庭に押し入り、婦女子を拉致し暴行のかぎりを尽くした。1955年石川市（当時）で幼い由美子ちゃんを拉致し嘉手納基地内で強姦、殺害し基地のゴミ捨て場にゴミのように遺棄した。沖縄の人を人に見なさず、バス待ちの県民をバス亭の看板ごと米軍トラックで突き飛ばし、青信号の横断歩道を渡っていた国場くんを信号無視の米兵がひき殺し、土手の木陰で休んでいた老女をジープで駆け上がりひき殺した。幾人ものタクシー運転手をナイフで惨殺し、路上の青年をその豪腕自慢のため撲殺した。辺野古で婦人がブロック片で撲殺された。戦争は終わっても県民の命は米軍基地・米軍人により、おびただしい殺人、強姦、暴行、墜落事故などで理不尽に奪われてきた。県民にとって戦争は終わってない。上記の由美子ちゃん事件と同様な事件がまた起きてしまった。なぜ何も変わらないのか？軍事基地が居座るからだ。軍隊は殺人鬼集団だ。事件・事故のたびに日米政府は「米軍の綱紀粛正」、「再発防止」と幾度となく言ってきた。しかし、何の役も立たないことは沖縄の悲劇が証明している。一体何人殺されたら日本政府は腰をあげるのか。この事実を目の当たりにしてもさらに日本政府は沖縄に基地を置くのか。「辺野古が唯一」というのか。殺人鬼集団が巣くう新基地を建設するのか。沖縄に悲劇はもうたくさんだ。二度と犠牲者を出さないためには、もう沖縄から全基地撤去するしかない。行政の最優先の義務は人々の命を守ることのはずだ。しかし、この71年間日本政府による未必の故意、不作為の罪、放置により沖縄県民は犠牲を負わされてきた。軍事基地の沖縄設置は日本政府による沖縄県民への差別・虐待でしかない。日本政府は米軍基地の設置責任を取るべきではないか。政府が「再発防止」を唱えるなら、沖縄の「全基地撤去」に即刻着手すべきだ。まず普天間基地を即刻閉鎖し、辺野古新基地建設の断念をすべきだ。全国で政府の未必の故意等で苦しめられている皆さん、明るい未来へ向け共に闘いましょう。

2016年6月1日

沖縄第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団

7/6 (水)
午後 2 時
立川地方裁判所

第14回口頭弁論 (第2回本人尋問)

満席の傍聴で本人尋問を見まもろう

6月8日に行われた第1回本人尋問に続き、7月6日は第2回目の本人尋問が行われます。証人として立つのは昭島から2名、福生から1名、日野から1名の予定です。

1078名の原告を代表し、被害の実情を法廷で訴えます。多数の傍聴で本人尋問を見まもりましょう。

午後1時20分から裁判所前で事前集会を行います。

結審までの日程

- 9月14日 (水) 午後 本人尋問と進行協議
- 10月14日 (金) 第2回現地検証 (八王子)
- 11月 9日 (水) 午後 本人尋問と進行協議
- 2017年1月18日(水) 予備日
- 2017年3月 1日(水) 最終口頭弁論 (結審)



三多摩メーデーで署名集め

なくせ公害・守ろう地球

5月1日(日)井の頭公園西園

晴天のもと行われた、三多摩メーデーの会場において、毎年恒例の「なくせ公害・守ろう地球環境」署名をお願いする行動に取り組みました。

この日の署名は338筆。原告団からは12名が参加しました。

なおこの署名は全体で608名の協力があり、今年も全国公害被害者総行動へ提出しました。

毎月22日 拝島駅南口で
オスプレイ横田配備反対署名行動を
取り組んでいます。時間は午後3時～4時。
どうぞご協力ください。

原告の方へお知らせ 団費の払込書を6月下旬に発送予定です。8月末までに納入をお願いいたします。(会計)

原告団活動日誌

- 4/11 定例事務局会議
- 4/15 原告団会議
- 4/20 弁護団会議に出席
- 4/21 八王子・日野支部事務局会議
- 4/22 オスプレイ横田配備反対署名行動
- 4/22 オスプレイ横田配備反対連絡会会議に出席
- 4/23 八王子・日野支部世話人会
- 4/25 瑞穂原告宅、地上音測定終了
- 4/26 第13回進行協議
- 4/27 昭島支部会議
- 5/1 メーデー会場にて国民署名集め行動
- 5/9 定例事務局会議
- 5/10 原告団ニュース編集会議
- 5/19 弁護団会議に出席
- 5/19 熊本・大分震災募金のお願い 発送作業
- 5/20 原告団会議
- 5/22 オスプレイ横田配備反対署名行動
- 5/23 スプレイ横田配備反対連絡会会議に出席
- 5/23 全国公害被害者 国民署名608筆を実行委員会へ送付
- 5/26 八王子・日野支部事務局会議
- 5/27 昭島支部会議
- 5/28 八王子・日野支部世話人会
- 6/1 全国公害被害者総行動デー、政府交渉と総決起集会
- 6/8 第13回口頭弁論、第14回進行協議
- 6/13 定例事務局会議
- 6/15 八王子・日野支部 八王子市議へ説明会
- 6/15 原告団ニュース編集会議